

日田市有財産規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

行政財産の目的外使用許可申請における標準様式（以下「標準様式」という。）の活用について、総務省が通知を発出したこと等を踏まえ、所要の措置を講ずる必要があること。

2. 内容

- (1) 本規則で定める様式のうち、「行政財産使用許可申請書（様式第 12 号）」を総務省が示す標準様式に合わせること。
- (2) 本規則で定める様式の一部について、様式の名称を変更するなど整理を行うこと。

3. 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由 意見公募手続を要しない軽微な変更（用語の整理、その他の形式的な変更）に該当するため